

社会福祉法人品川総合福祉センターに対する 品川区貸付金交付要綱

制定 平成22年12月8日区長決定
要綱第130号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人品川総合福祉センター(以下「品川総合福祉センター」という。)が実施する高齢者福祉施設整備事業等に要する経費の貸付について必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類、貸付額等)

第2条 貸付の種類、貸付額、貸付利子および償還方法は、別表のとおりとする。

(貸付申込)

第3条 品川総合福祉センターは、この要綱により貸付を受けようとするときは、区長と事前協議を行い、借入申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に申し込まなければならない。

- (1) 工事費等の支払計画書
- (2) 事業の進捗状況等報告書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(証書貸付)

第4条 区長は、前条の申込について貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けを決定し、金銭消費貸借契約証書(第2号様式)を相互に取り交わし、貸付けを実施するものとする。

(損害金)

第5条 品川総合福祉センターは、貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から現実に償還のあった日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する損害金を区長に支払わなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年12月8日から適用する。

別表(第2条関係)

貸付の種類、貸付額、貸付利子および償還方法

貸付の種類	貸付額	貸付利子	償還方法
高齢者福祉施設整備資金	区長が定める額	無利子	その都度契約で定める。
高齢者福祉施設設備資金	区長が定める額	無利子	その都度契約で定める。
法人運営資金	区長が定める額	その都度 契約で定 める。	その都度契約で定める。

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

品川区長 へ

社会福祉法人品川総合福祉センター
理事長

借入申込書

社会福祉法人品川総合福祉センターに対する品川区貸付金交付要綱第3条の規定に基づき、貸付けを受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1. 貸付けを受けようとする日 年 月 日

2. 貸付けを受けようとする額 円
内訳

貸付の種類	貸付額
高齢者福祉施設整備資金	円
高齢者福祉施設設備資金	円
法人運営資金	円

3. 添付書類 (1) 工事費等の支払計画書
(2) 事業の進捗状況等報告書
(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）



金銭消費貸借契約証書

（社会福祉法人 品川総合福祉センター貸付用）

品川区（以下「甲」という。）は、社会福祉法人品川総合福祉センターに対する品川区貸付金交付要綱に基づき、社会福祉法人品川総合福祉センター（以下「乙」という。）に対し、高齢者福祉施設整備事業等に要する経費について、第2条の金額を貸し付け、乙はこれを受領した。

（使途事業）

第1条 乙は、この契約による借入金を高齢者福祉施設整備事業等の用途のみに使用しなければならない。

（貸付額および貸付の種類）

第2条 甲が乙に貸付ける額は、金 円とし、その内訳は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|---|---|
| (1) 高齢者福祉施設整備資金 | 金 | 円 |
| (2) 高齢者福祉施設設備資金 | 金 | 円 |
| (3) 法人運営資金 | 金 | 円 |

（貸付の利子）

第3条 前条に定める貸付額に係る利子は 円とする。

（元本の返済方法）

第4条 別表のとおりとし、甲が発行する納入通知書により返済するものとする。

（届出事項）

第5条 乙の名称、所在その他の事項につき変更があったときは、直ちに書面により甲に届け出るものとする。

（報告事項）

第6条 乙は、第1号および第2号に掲げる事項については甲が請求したときに、第3号に掲げる事項については事態発生後遅滞無く、甲の指示する方法に従って甲に報告するものとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 毎会計年度の決算および実績報告
- (3) その他業務上発生した重大な事態に関する事。

(期限の利益の喪失)

第7条 乙につき、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合に甲が請求したときは、乙は期限の利益を失い、直ちにこの契約に基づく債務の全額を弁済しなければならない。

- (1) 支払いの停止または合併、破産もしくは解散の申立があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(費用の負担)

第8条 乙は、この証書の作成その他この契約に関する一切の費用を負担するものとする。

(損害金)

第9条 乙は、貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から現実に償還のあった日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき、年14.6パーセントの割合を乗じて計算（1年を365日として日割り計算をする。）した金額に相当する損害金を甲に支払わなければならない。ただし、甲が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(管轄裁判所)

第10条 この契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとする。

この契約を証するため、金銭消費貸借契約証書として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 (住所)
品川区長

乙 (住所)
社会福祉法人品川総合福祉センター
理事長

別表(第4条関係)

貸付の種類および償還方法

貸付の種類	元金の償還方法
高齢者福祉施設建設資金	
高齢者福祉施設設備資金	
法人運営資金	